

平成 28 年 6 月 3 日

代表委員各位

(対象：部員全員)

派遣制度の改正についての意見調査について（2回目）

副委員長 山本ミゲイル

体育部では現在、派遣制度の改正を計画しています。議論するにあたって、改正についての意見を調査すべく、意見調査を行ってきました。そして、得られた意見をもとに改正案の修正を行ってきました。また、意見を持っている部との個別の面談も行いました。よって、以前の調査時とは各部の意見が大きく変わっているものと思われますので、今年度の役員会までの最後にもう一度各部の学生の意見を調査したいと思います。アンケートには URL (<https://goo.gl/btrqqb>) もしくは下の QR コードからもアクセスできます。回答の期限は 6 月 11 日(土)とします。



加えて、前回の回答の内、回答が必要であると思われるものについて掲載します。

・拘束期間が 2 年生から 4 年生までというのは長すぎると思う。

→仕事を次の担当者に引き継ぐ必要があるため、任期を短くすることは難しいです。また、多くの場合 4 年生が担当する業務の負担は大きくないため、就活等への支障はありません。

・人数の多い部活から優先して派遣してほしい。

・確かに現状では一部の部活に負担が多くなっているが、わざわざ任意派遣を減らしてまで強制派遣を増やす必要性は感じない。あくまで任意派遣を原則にすべき。

→常任委員会としても、人数が多い部と少ない部から等しく派遣を出してもらうことは公平ではないと考えております。また、強制派遣という仕組みもあまり好ましくないと考えています。しかし、常任派遣を行っていない部が多く存在する現在の状態で新しい公平な仕組みを議論することは難しいです。そのため、まずはすべての部に一度派遣を経験していただき、その後、公平な仕組みを議論することを目的としています。

最後に、次のページから、現時点での常任委員派遣に関する細則の改正案を掲載しています。第十四条と第十五条が追加箇所です。

常任委員派遣に関する細則（案）

第一条 東北大学学友会体育部規約第二章第二節にある常任委員選出手続きについては、この細則の定めるところによる。

第二条 本細則は常任委員会の業務を円滑に執行するため、新常任委員を選出する手続きを定めるものである。

第三条

一、新常任委員はその人数が、原則として十名を下回ってはならない。

二、代表委員会がこれを認めた場合に限り、この下限を十二名まで引き上げることができる。

第四条 新常任委員が九月末日をもって第三条の基準に満たない場合、常任委員会は学友会体育部加盟団体に対し、常任委員の派遣要請を行うことができる。また同基準を満たしていた場合、常任委員会は派遣要請を行うことが出来ない。

第五条

一、学友会体育部加盟団体を以下のようにグループ分けし、常任委員会はグループごとに派遣要請人数を設定し、十月代表委員会において派遣を要請するものとする。

Aグループ

合気道部、応援団、空手道部、弓道部、極真カラテ部、剣道部、サイクリング部、山岳部、柔道部、少林寺拳法部、相撲部、ワンドアーフォーゲル部

Bグループ

アメリカンフットボール部、硬式野球部、サッカー部、準硬式野球部、スケート部、ソフトボール部、バスケットボール部、バレーボール部、ハンドボール部、ラグビー部、ラクロス部

Cグループ

アーチェリー部、オリエンテーリング部、硬式庭球部、ゴルフ部、乗馬部、スキー部、漕艇部、トライアスロン部、軟式庭球部、ヨット部、陸上競技部

Dグループ

アイススケート部、競技舞踏部、航空部、自動車部、水泳部、体操部、卓球部、バドミントン部、フェンシング部、ボディビル部、レーシングカート部

二、特別な事情がない限り常任委員会からの派遣要請人数に、グループ間で偏りがあつてはならない。

三、常任委員会に新常任委員として、すでに部員が所属している団体は、新常任委員派遣の義務を免除されるものとする。

第六条

直轄部は常任委員派遣の義務を負わないものとする。

第七条 第五条で派遣を要請された部は、十月中に各グループの代表委員同士で協議を行い、十一月代表委員会での結果を報告しなければならぬ。また特別な事情がない限り、長年に渡り常任委員を派遣しない部があつてはならない。

第八条 各団体は現在の部員数や過去の常任委員派遣実績、戦績などの資料を常任委員会に提出しなければならない。常任委員会は第七条の協議において、それらの資料を各団体に公開しなければならない。また各団体はその他資料を常任委員会に要求でき、常任委員会はこれに可能な限り応じなければならない。

第九条 第七条の協議において新常任委員派遣団体が決定しない場合は、二週間以内に常任委員会が派遣団体を決定する。

第十条 常任委員派遣決定団体として選出された団体にやむを得ない事情がある場合には、選出を要請された団体は、決定後二週間以内に常任委員会に決定の取り消しを求める申し立てを行うことができる。

第十一条 第十条の申し立てがなされた場合、十二月代表委員会でその内容を審議し、その内容が適切と認められる場合、常任委員会は当該団体のグループを召集し、常任委員派遣団体を決定する。適切だと認められない場合には代表委員会はその申し

立てを却下することができる。その場合、当該団体は常任委員を派遣する義務を免除されるものとする。

第十二条 第八条の協議によつて新常任委員派遣団体に決定した団体は一年生を新常任委員に選出し、十一月代表委員会までに常任委員会に派遣しなければならない。また第九条の手続きによつて新常任委員派遣団体に決定した団体は一年生を新常任委員に選出し、原則として十二月代表委員会までに常任委員会に派遣しなければならない。第十一条の手続きによつて意欲申し立てを却下された団体は一年生を新常任委員に選出し、翌年一月代表委員会までに常任委員会に派遣しなければならない。

第十三条 本細則に基づき選出された常任委員に、やむをえない事情による任期満了前の辞任者が発生し、それが常任委員会の運営に大きな支障をきたす場合、常任委員会はその常任委員を派遣している団体を含むグループに、再度常任委員の選出を要求することができる。

第十四条 以下に示す理由がある場合、常任委員会は特定の部からの自主的な新常任委員の派遣を拒否することができる。

一、新常任委員となる本人が望んでいない場合

- 二、常任委員会における、特定の部に所属する常任委員の占める割合が高いと判断される場合
- 三、その他正当な理由がある場合

第十五条

- 一、第五条、第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条、第十二条を第十五条に読み替える。
- 二、第十五条は平成二十八年度から、この条文で定める条件を満たすまでの期間における新常任委員選出手続きにおいてのみ適用される。
- 三、常任委員会は平成二十八年度体育部役員会で告知された順番に従い、持ち回りで学友会体育部加盟団体に派遣を要請する。
- 四、自主的に新常任委員を派遣した場合も、持ち回りの派遣を行った場合と同様に順番を操作する。
- 五、派遣を要請された部は必ず新常任委員を派遣する義務を負う。
- 六、派遣を要請された部に所属する学部一年生の人数が九月末日時点で六人に満たない且つ派遣を行うことが困難な場合に限り、義務の免除を常任委員会に申請することができる。
- 七、派遣の義務の免除が申請された場合、常任委員会はこれを審議し、理由が適切であると認められた場合はさらに代表委員会にて審議し、認められた場合はその年度の派遣の義務が免除される。
- 八、七項で示した審議に加え、要請された派遣の義務が免除された場合に次の年度で再び派遣の義務を負うか、今後も派遣が可能になる見込みがないため持ち回りの派遣を行った場合と同様に順番を操作するか、についても審議する。
- 九、持ち回りの派遣の免除が認められた部を除く順番が一順した時点から数えて二回目の体育部役員会を以って、第十五条は削除される。